

那須町

行財政改革推進プラン 2021

令和3年3月

栃木県那須町

<目 次>

那須町行財政改革推進プラン2021

第1章	策定の経緯	
第1節	これまでの行財政改革の取り組み	1
第2節	本町を取り巻く環境	2
第3節	計画の策定	5
第2章	計画の推進	
第1節	計画の位置づけ	5
第2節	計画の推進方法	5
第3章	計画の内容	
第1節	行財政改革の体系	6
第2節	推進施策	
	1 行政サービスの向上	7
	2 適切な行財政運営	7
	3 町有財産の適正管理	9
	4 広域行政の推進	9
第4章	実施計画	
第1節	実施計画の構成	10
第2節	取組内容	
	1 行政サービスの向上	12
	2-1 行政運営の改革	13
	2-2 財政運営の改革	14
	3 町有財産の適正管理	15
	4 広域行政の推進	15

第1章 策定の経緯

第1節 これまでの行財政改革の取り組み

本町の行財政改革は、昭和60年10月に策定した「行政改革の指針」に始まり、平成28年10月には「行財政改革推進プラン2016」を策定し、継続的に取り組んできました。

主な取り組みとしては、組織再編による執行体制の見直しや職員定数の削減及び業務委託や指定管理者の導入、更には保育園・小中学校の適正配置、平成30年7月には県内でも初の取り組みとなる窓口業務の民間委託を導入するなど行財政改革を進めてきました。

職員数は平成11年度の最大382人から、平成29年度には283人まで削減することができました。しかし、その後の社会状況の変化などによる新たな行政課題に対応するため、必要な職員数を確保したことから、令和2年度には293人となっており、前プランの目標数283人まで削減することはできませんでした。

今後、総人口及び生産年齢人口の減少等による労働力や財源の不足が懸念される中、住民サービスの低下や支障を来たさぬよう、限られた財源と人的資源の有効活用を図ることで、より一層効率的な行財政運営に取り組む必要があります。

昭和60年10月策定	那須町行政改革の指針
平成 8年 2月策定	那須町行政改革大綱
平成12年度～16年度	那須町行政改革大綱【第2期】
平成16年 1月策定	ブリリアントプラン
平成17年度～21年度	那須町行政改革集中プラン
平成17年度～21年度	那須町財政運営の指針
平成22年度～27年度	那須町行財政改革アクションプラン
平成28年度～令和2年度	那須町行財政改革推進プラン2016

第2節 本町を取り巻く環境

全国的にますます少子・高齢化が進み、それに伴う社会保障費の増加に加え、人口減少問題という歴史上なかった問題が発生するなど、地方自治体には待ったなしの対策が求められています。

本町の人口は、平成27年の国勢調査によると24,919人となっており、平成22年と比べ、1,846人の減少、率にすると6.9%の減少となります。

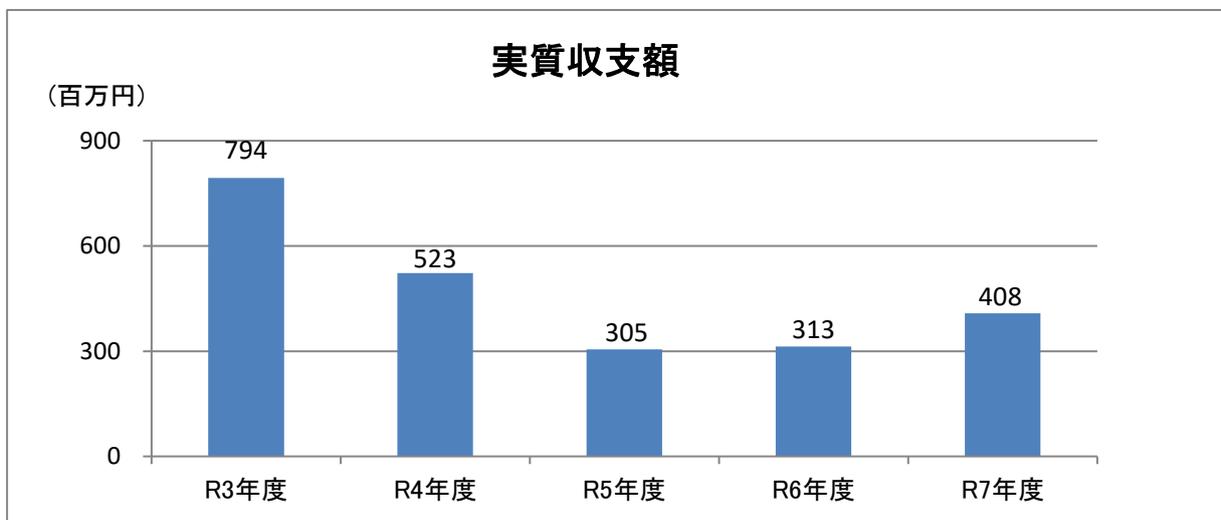
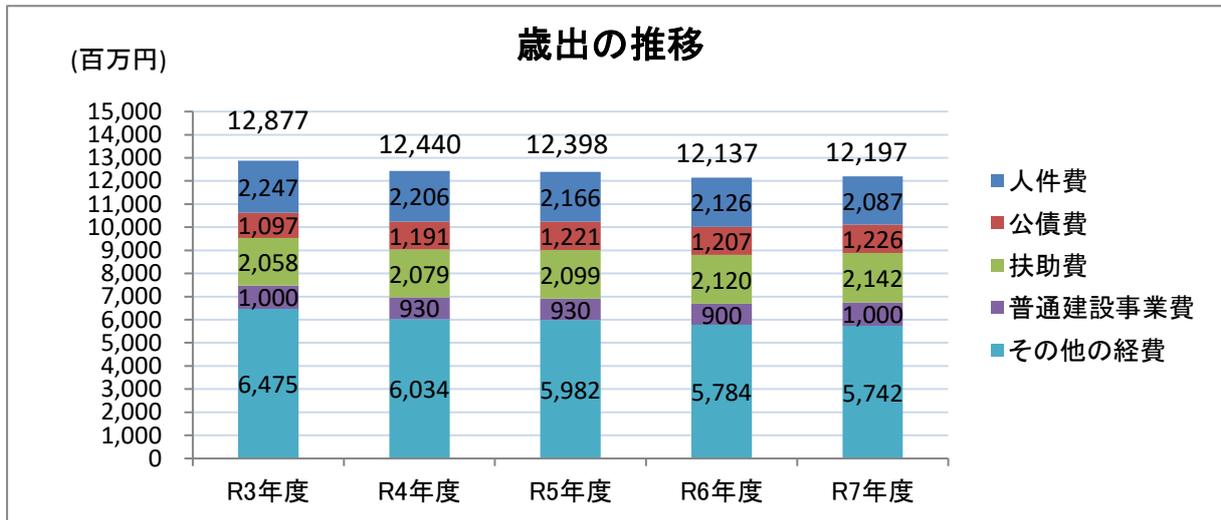
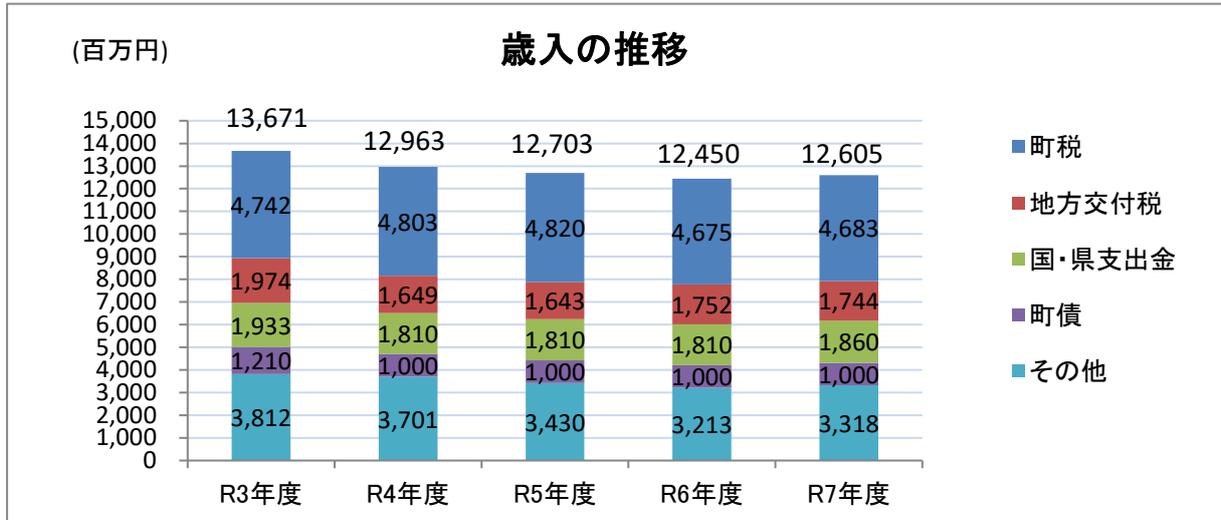
国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が平成30年3月に公表した推計によると、2045年には15,241人まで減少すると予測されています。（平成27年比人口率61.2%）

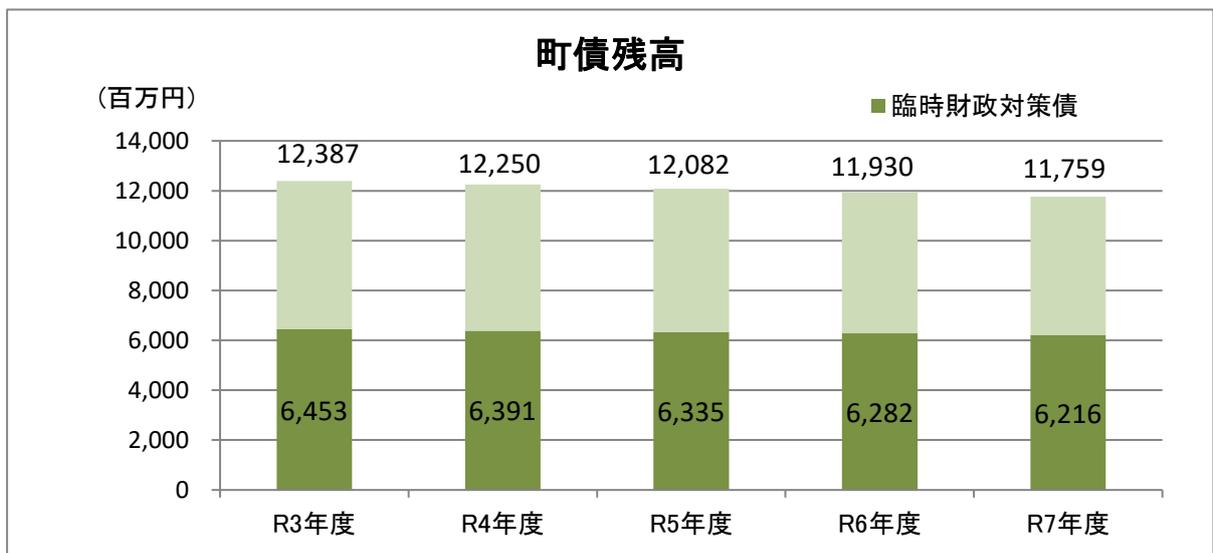
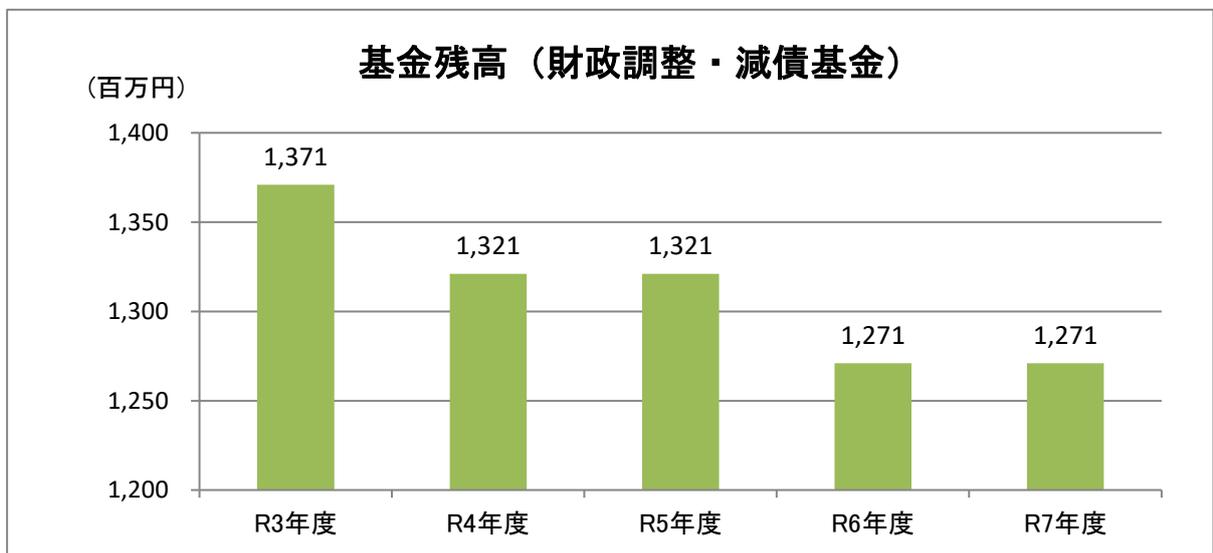
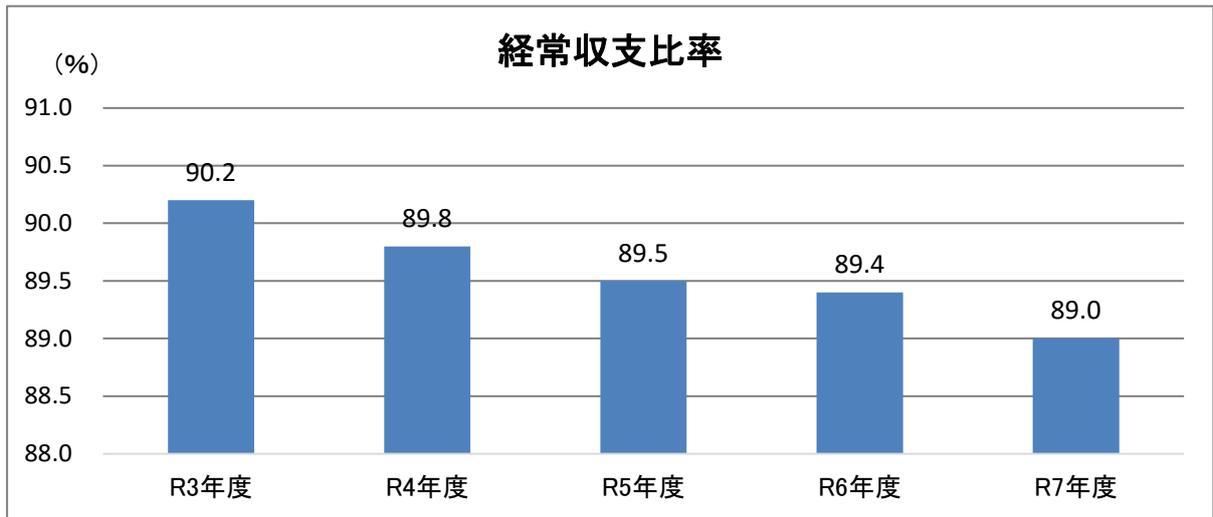
人口減少の一方で、複雑化・多様化する住民ニーズや老朽化した社会インフラの維持管理のほか、近年頻発する自然災害に対応した安全・安心なまちづくりの推進など、本町が担わなければならない行政サービスは年々増加しています。

また、令和元年末から全世界的に発生した新型コロナウイルスによる影響は、本町の住民・事業者ならびに町の財政状況に多大な影響を与えています。

このような中、町の歳入の柱である町税収入は、人口減少や生産年齢人口の減少などに加え、コロナ禍による経済状況の悪化により減収傾向にあり、また、基金積立も減少していることなどから、新たな行政サービスを提供することが難しいだけでなく、既存の行政サービスを継続することも困難な状況にあり、財政状況の立て直しに取り組むことが急務となっています。

財政指標の見通し





第3節 計画の策定

社会構造や経済状況など、本町を取り巻く環境は大変厳しいものとなっていることから、より一層限られた財源と人的資源を有効活用し、最小の経費で最大の効果をあげることが必要です。

今後も、行財政改革を継続することにより、将来にわたり安定した行財政運営を継続するとともに、行財政の分野だけではなく、町全体の姿勢・方針と協調することにより、現実的で効果的な行財政改革の推進を図ります。

第2章 計画の推進

第1節 計画の位置づけ

本推進プランは、「第7次那須町振興計画（基本構想）」における8つの基本方針（主要施策）の中の1つである、「協働・行財政のまち」の財政効果の高い部分の改革に集中的に取り組むための計画とします。

第2節 計画の推進方法

1 取組期間

取組期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

2 推進体制

町長を本部長とする「那須町行政改革推進本部会議」を中心として、全庁をあげて行財政改革に取り組みます。

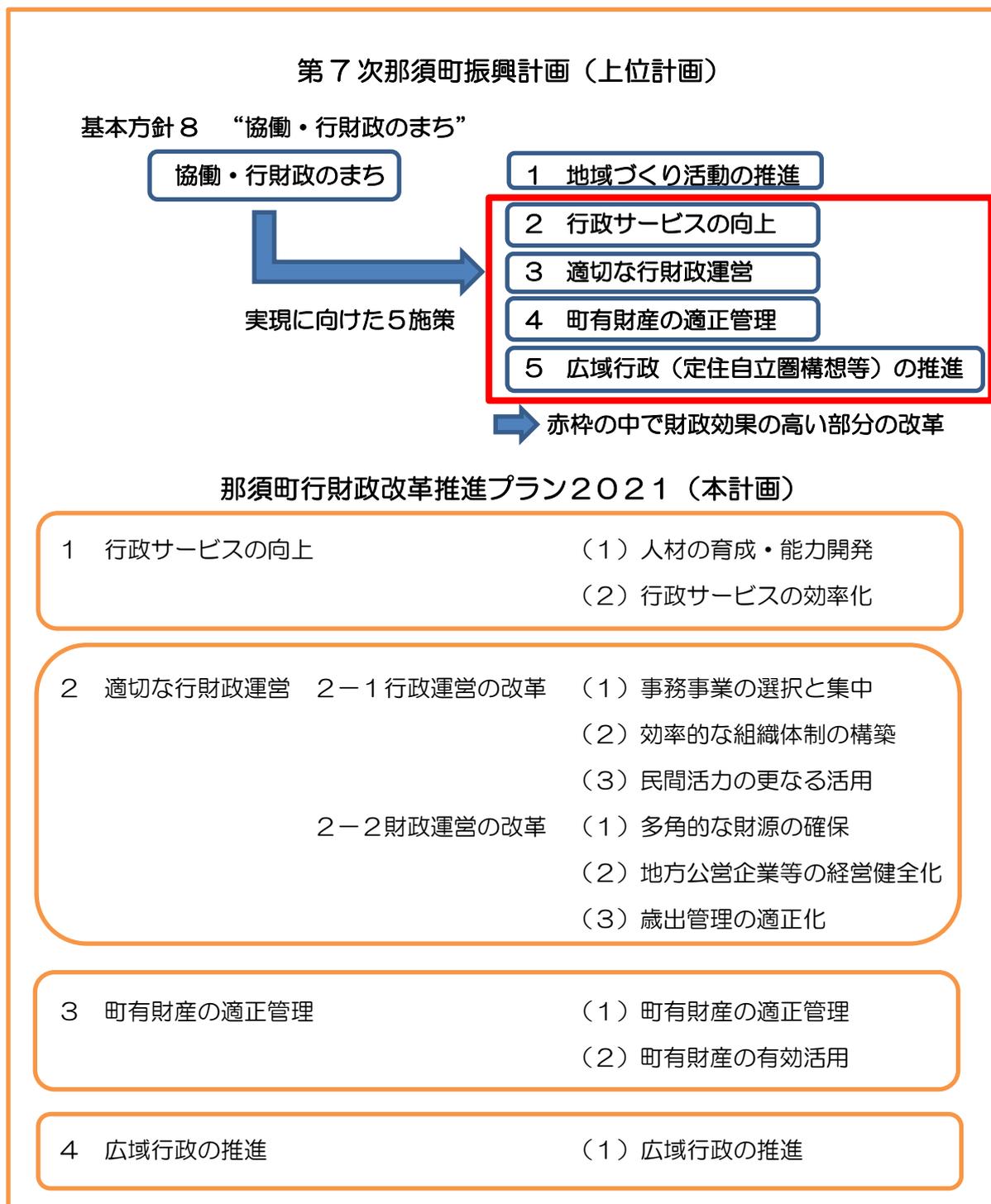
また、具体的な課題の調査・研究及び各分野における関係課・係との調整等については、「那須町行政改革推進本部専門部会」を設置し検討・協議を行います。

3 進行管理

本推進プランの実施計画を策定するとともに、毎年度取組状況を検証し、「那須町行政改革推進本部会議」において進行管理を行います。

第3章 計画の内容

第1節 行財政改革の体系



第2節 推進施策

効率的な行政運営、財政の健全化を図り、本町の特性に応じた自立したまちづくりを進めるとともに、広域的に取り組むことが効果的な課題については、那須地区広域行政事務組合及び他市町村との連携による対応を検討していきます。

1 行政サービスの向上

(1) 人材の育成・能力開発

社会情勢の変化や住民ニーズの多様化、さらには国県からの権限移譲等による業務の多様化・複雑化など、様々な行政課題に柔軟かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを住民に提供するため、職員の人材育成を計画的に推進します。また、自主研修への支援など、職員自らが欲する学びを積極的に提供することにより、職員一人一人の能力を開発し、限られた人員で最大の効果を発揮します。

(2) 行政サービスの効率化

町への各種申請や届出をネットワーク経由で行えるようにする「電子申請」の導入を推進します。また、電子申請における住民等の利便性の向上や行政事務の効率化を図るためマイナンバーカードの取得率向上に取り組みます。

2 適切な行財政運営

2-1 行政運営の改革

(1) 事務事業の選択と集中

事務事業評価を活用し、効果の低い事業等は早期かつ積極的に見直しや廃止の判断を行い、効率的で効果的な事業を推進します。また、事業の優先度を

適切に把握することにより、メリハリのある事業運営を行います。

(2) 効率的な組織体制の構築

社会情勢の変化や新たな行政課題・住民ニーズに対応するため、行政組織の見直しや施設の統廃合、AI/RPA の導入など行政運営の効率化に努めます。

(3) 民間活力の更なる活用

民間の専門性やノウハウを活用することにより、町民へ質の高いサービスを提供します。更なる業務の民間委託や指定管理者の導入により、効果的で効率的な行政運営を推進します。

2-2 財政運営の改革

(1) 多角的な財源の確保

町財政の根幹である町税の収納対策強化による収納率の向上に努めるとともに、ふるさと納税制度等の更なる活用、交付税措置率の高い起債の活用、更には国県補助を積極的に活用します。また、公平性の観点から使用料・手数料の見直しを行います。

(2) 地方公営企業等の経営健全化

地方公営企業等の経営基盤の強化に積極的に取り組むため、事務事業の見直しや民間委託を推進し、独立採算を基本とした健全な経営に努めます。

(3) 歳出管理の適正化

歳入が伸び悩む中、行政サービスや課題の多様化、さらには増大し続ける社会保障費などにより、歳出は増加する一方であることから、経費削減や事

業の廃止を行い、選択と集中による歳出の抑制に努めます。また、PFI の手法を用いた公共施設建設など、建設コストの削減を図ります。

3 町有財産の適正管理

(1) 町有財産の適正管理

公共施設等の全体の状況を把握し、更新・長寿命化などの計画的執行による財政負担の軽減・平準化を図ると同時に施設の積極的な統廃合・見直しを行い、公共施設等の総合的・計画的な管理を推進します。

(2) 町有財産の有効活用

町有財産の有効活用により、新たな財源の確保や森林・自然環境の保護を推進するとともに、遊休化している土地・建物や学校・保育園跡地の有効活用による地域活性化などに努めます。

4 広域行政の推進

(1) 広域行政の推進

広域行政については、那須地区広域行政事務組合や那須地区消防組合などにより、ごみ・し尿処理、保健衛生、職員研修等の共同運営を行っておりますが、今後も自治体の厳しい財政運営が予想されるため、定住自立圏や近隣市町との事務連携を強化し、一層広域行政による効率化を推進します。

第4章 実施計画

第1節 実施計画の構成

本推進プランにおける取組項目は、振興計画の基本計画に掲げた施策及び那須町行財政改革推進プラン2016（H28～R2）の取組結果を基に構成しています。

振興計画	行財政改革推進プラン2021		
	推進施策		取組項目
1 行政サービスの向上	1 行政サービスの向上	(1) 人材の育成・能力開発	人材育成基本方針に基づく職員の育成
		(2) 行政サービスの効率化	情報通信ツールの活用 マイナンバーカードの取得率向上
2 適切な行財政運営	2-1 行政運営の改革	(1) 事務事業の選択と集中	事務事業評価の活用
		(2) 効率的な組織体制の構築	保育園の統廃合
			機構・組織の見直し
			AI/RPA 導入
			職員定数の適正化
		(3) 民間活力の更なる活用	新規民間導入対象事務事業の検討
	民間活力導入済事業の更なる発展		
	2-2 財政運営の改革	(1) 多角的な財源の確保	税財源の確保
			ふるさと納税の推進
			町債の適正な管理
			使用料、手数料の見直し
		(2) 地方公営企業等の経営健全化	水道事業の経営健全化
下水道事業の経営健全化			
(3) 歳出管理の適正化	補助金交付の公平化・適正化		
	人件費の抑制 町単独事業の廃止・縮小		

振興計画	行財政改革推進プラン2021		
	推進施策		取組項目
3町有財産の適正管理	3町有財産の適正管理	(1)町有財産の適正管理	公共施設等の縮減
		(2)町有財産の有効活用	未利用財産の利活用
4広域行政の推進	4広域行政の推進	(1)広域行政の推進	一部事務組合の効率的な運営
			近隣市町との行政連携

財政数値・職員数の指標

指標名	単位	現状/R1	目標/R7
公債費残高	億円	115.6	117.6
経常収支比率	%	91.5	89.0
基金残高(財調・減債)	億円	14.4	12.7
職員数	人	293(R2)	275

第2節 取組内容

本推進プランの実施計画における取組内容やスケジュール等を項目ごとに説明しています。

なお、実務上の取組内容等に関しては、取組項目に属する事務事業において、出来るだけ具体的な内容、目標、スケジュール等を設定したうえで、計画を推進していきます。

1 行政サービスの向上

推進施策	取組項目	内容	担当課	3	4	5	6	7
(1)人材の育成・能力開発	人材育成基本方針に基づく職員の育成	人材育成基本方針により、育成プログラムを実施し、町民の役に立つ「人材」を育成する。	総務課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
(2)行政サービスの効率化	情報通信ツールの活用	電子自治体を推進(広域連携による共同整備を含む)することにより、行政サービスの向上及び事務作業の効率化を図る。	関係課	検討	⇒	実施	⇒	⇒
	マイナンバーカードの取得率向上	取得率を向上させることにより、電子自治体における、住民等の利便性および行政事務の効率化を図る。	住民生活課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

指標名	単位	現状/R1	目標/R7	担当課
マイナンバーカード取得率	%	21.6%	100.0%	住民生活課

2-1 行政運営の改革

推進施策	取組項目	内容	担当課	3	4	5	6	7
(1) 事務事業の選択と集中	事務事業評価の活用	事務事業評価の結果を基に、重要性、緊急性を的確に把握し、積極的な事業の見直しおよびメリハリのある行政運営を推進する。	総務課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
(2) 効率的な組織体制の構築	保育園の統廃合	那須町第2期保育園運営適正化・整備計画に基づき、更なる保育園の適正配置を進める。	こども未来課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	機構・組織の見直し	多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、効果的で効率的な組織体制を構築する。	総務課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	AI/RPA 導入	導入可能なものについて導入を進め、職員の適正配置に努める。	関係課	検討	⇒	試行	⇒	実施
	職員定数の適正化	那須町職員定員適正化計画に基づき、行政課題に対して、効果的で効率的に対応できるよう職員定数の適正化を図る。	総務課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
(3) 民間活力の更なる活用	新規民間活力導入対象事務事業の検討	各課担当の全ての事務事業及び施設等を対象に再確認を行い、民間活力導入可能なものについては適切な手法を導入する。	関係課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	民間活力導入済事業の更なる発展	指定管理、委託により民間活力導入済の施設・事業について、効果検証を行い、仕様や委託料等の見直しを随時行い、効率的な運営を推進する。	関係課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

指標名	単位	現状/R2	目標/R7	担当課
事務事業評価により改善した事務事業数	件	—	10	総務課
保育園の適正配置(公立保育園数)	園	7	3	こども未来課
AI/RPA 導入事務事業数	件	—	3	関係課
民間活力導入の新規件数	件	1	5	関係課

2-2 財政運営の改革

推進施策	取組項目	内容	担当課	3	4	5	6	7
(1) 多角的な財源の確保	税財源の確保	課税客体の適確な把握に努めるとともに、納税方法の拡充や、滞納者に対する行政サービスの制限等による自主納付の推進、滞納整理の早期着手により収納率の向上を図る。	税務課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	ふるさと納税の推進	町の魅力を PR するとともに、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税等を募集するなど、収入額の増加を図る。	企画財政課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	町債の適正な管理	必要となる将来への投資を確保しつつ、交付税措置率の高い起債の活用を進めるとともに、実質的な町債残高の水準について引き続き適正に管理する。	企画財政課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	使用料、手数料の見直し	受益者負担の原則に基づき、施設の維持管理費及びサービスに見合った料金を設定する。	関係課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
2) 地方公営企業等の経営健全化	水道事業の経営健全化	経営戦略に基づき、経営健全化に向けた取り組みを推進する。	上下水道課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	下水道事業の経営健全化	地方公営企業法を適用し公営企業会計に移行し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営を行う。	上下水道課	検討	⇒	⇒	実施	⇒
(3) 歳出管理の適正化	補助金交付の公平化・適正化	那須町補助金に関するガイドラインを遵守し、公平で適正な補助金の交付に努める。	総務課 企画財政課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	人件費の抑制	職員の能力向上や組織・配置を見直すとともに、時間外勤務の削減に向けた新たな取り組みを行い、人件費の抑制に努める。	全課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	町単独事業の廃止・縮小	町単独事業は廃止・縮小を前提とし、事業のリニューアルを行うとともに、国県補助金が活用できるものについては積極的に活用する。	全課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

指標名	単位	現状/R1	目標/R7	担当課
町税収納率(現年分)	%	98.51	98.70	税務課
使用料・手数料の見直し	-	-	見直し	関係課
下水道事業の公営企業会計への移行	-	-	移行	上下水道課

3 町有財産の適正管理

推進施策	取組項目	内容	担当課	3	4	5	6	7
(1)町有財産の適正管理	公共施設等の縮減	公共施設総合管理計画、個別施設計画を基に、施設の長寿命化や廃止などの対策を検討し、計画的な管理を推進することにより将来の物件費等の歳出抑制を図る。	関係課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
(2)町有財産の有効活用	未利用財産の利活用	町有財産のうち、未利用となっている財産については、総合的な視点にたち、土地・建物の有効活用を図る。	総務課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

指標名	単位	現状/R2	目標/R7	担当課
公共施設の面積	m ²	154,591	143,800	関係課
公共施設跡地の活用	件	3	5	総務課

4 広域行政の推進

推進施策	取組項目	内容	担当課	3	4	5	6	7
(1)広域行政の推進	一部事務組合の効率的な運営	効率的な行政運営や行政サービスの向上を図るため、広域行政の推進及び一部事務組合の効率的運営に取り組む。	関係課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	近隣市町との行政連携	北那須3市町広域連携推進検討会における38項目の検討案件について、実現可能なものについて成案させ、効率的な行財政運営と住民サービスの向上を図る。	関係課	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

指標名	単位	現状/R2	目標/R7	担当課
広域行政事務組合の共同処理事務数	件	12	11	関係課
北那須3市町広域連携推進検討案件成案数	件	—	10	関係課

【発行】 那須町 総務課

〒329-3292

栃木県那須郡那須町大字寺子丙3-13

TEL : 0287-72-6901

FAX : 0287-72-1133

H P : <https://www.town.nasu.lg.jp>

E-mail : somu@town.nasu.lg.jp